



まっかなイチゴに大喜びの子どもたち



ハウスの中に一步、足を踏み入れると甘~い香りがただよい、目の前にはたくさんの真っ赤に熟したイチゴがたわわになって……。子どもたちの「おいしそう！」という歓声とともにイチゴ摘みが始まりました。

「おいしいね」「甘いね」「イチゴ大好き！」と、子どもたちは満面の笑みでとても嬉しそうでした。

東保育センター

2 子ども手当について！

4 児童扶養手当制度のご案内

6 備えましたか？ 住宅用火災警報器！

9 甲良町農業委員会一般選挙

10 第84回 春花壇コンクール

15 水道週間

子ども
手当

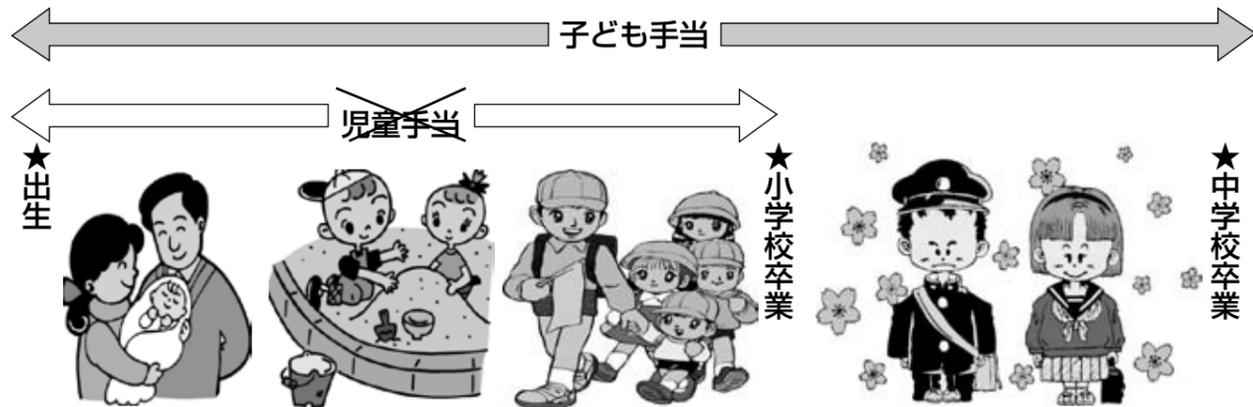
子ども手当について!

子ども手当は平成23年4月～9月までの6ヶ月間これまでと同じ13,000円で引き続き支給されることになりました。

※平成23年10月以降については、未定です。

国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(つなぎ法)の成立に伴い引き続き支給されることになりました。

既に子ども手当を受給している、支給対象となる子どもの数に変更がない人は新たな手続きは必要ありません。



子ども手当制度の仕組み

- 対象者：中学校終了までの児童(15歳になった最初の3月31日まで)
- 月額：子ども一人につき、一律13,000円
- 支給期間：生まれた月の翌月から、15歳になった最初の3月31日までの間
- 支払時期：原則として、毎年2月・6月・10月に、それぞれ前月分までをお支払いします。
- 所得制限について：子ども手当制度では定められていません。

支給を受けるための手続きについて

○初めて申請するとき【認定請求】

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、子ども手当を受給するには甲良町保健福祉課に【認定請求書】の提出が必要です。子ども手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。なお、転入または災害などやむを得ない理由により認定請求ができなかった場合には、そのやむを得ない理由がなくなった後、15日以内に請求認定すれば、受給資格が生じた日の属する月の翌月分から支給されます。

注意：子ども手当の受給資格者は、子どもを養育し、かつ生計を同一にしている父または母のうち恒常的な所得が高い方、健康保険上の扶養をとっておられる方などとされています。また父母に養育されていない子どもについては、子どもを養育し、かつ生計を維持する方となります。

〈認定請求に必要な添付書類等〉

- ・請求者が被用者(サラリーマン等)である場合、請求者の印鑑・健康保険証の写しまたは年金加入証明
- ・請求者の銀行等の通帳(ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名・口座番号が付与されたものに限り、)
- ・その他、養育している子どもと別居している場合など必要に応じて提出する書類があります。

○子ども手当の額が増額される時【額改定認定請求】

子ども手当の支給を受けている人で、出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときは、甲良町保健福祉課に【額改定認定請求】の提出が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので手続きが遅れないようご注意ください。

○子ども手当の額が減額される時【額改定届】

子ども手当の支給対象となっている子どもの一部を養育しなくなったことなどにより、支給の対象となる子どもが減ったときには、【額改定届】を提出してください。

○甲良町での支給が終わる時の手続き【受給事由消滅届】

- ・受給者が他の市区町村に転出される時
受給者が甲良町から転出される時は、甲良町での子ども手当の受給資格が消滅するため【受給事由消滅届】を提出してください。甲良町からは転出予定日の属する月分までの子ども手当を支給します。新しく転入される市区町村で手当を受けるためには、転出予定日から15日以内に新たに【認定請求】の提出が必要です。手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

・受給者が公務員になったとき

公務員の場合は、勤務先から子ども手当が支給されることとなりますので、甲良町に【受給事由消滅届】を提出するとともに勤務先に【認定請求】の提出が必要となります。

・子どもを養育しなくなったとき

子ども手当の支給対象となっている子どもの全てを養育しなくなったことなどにより支給対象となる児童がいなくなったときには【受給事由消滅届】を提出してください。

【問合先】 保健福祉課(保健福祉センター1階) ☎38-5151

甲良
養護学校

花贈呈

平成23年5月2日(月)に近江鉄道尼子駅のコミュニティハウスに、甲良養護学校高等部の皆さんが丹精込めて作られたパンジーなどの鉢植えを頂きました。年に3回、季節の花を届けていただいております。コミュニティハウスを美しく飾っています。





保健
福祉課

児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当は父母の離婚などにより父または母と生計をともしない児童の親などに対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

○児童扶養手当が支給される場合

手当を受けることができる方は、次のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで、または20歳未満で中度以上の障害のある児童）を養育している父、又は母です。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童（DV被害者含む）
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

注意：上記の要件に当てはまる方でも、手当が支給されない場合があります。

○手当が支給されない場合

- ①婚姻したとき（内縁関係、同居含む）
- ②親または養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償を受けることができるとき

- ③児童が児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ④児童が障害の父または母に支給されている公的年金の額の加算の対象となっているとき
- ⑤児童や親または養育者が日本国内に居住していないとき
- ⑥児童が父または母と生計を同じくしているとき
- ⑦平成15年4月1日時点において、離婚等の支給要件に該当してから5年が経過し、請求していないとき

○手当の額（月額）と支払いについて

- ・児童が1人の場合
 - 全部支給 41,550円
 - 一部支給 41,540円～9,810円
- （児童が2人目 5,000円加算
3人目以降の児童 3,000円加算）

※所得制限があり、支給額は所得に応じて決定されます。

※4月、8月、12月の11日に前月分までが支給されます。

○申請に必要なもの

- （詳細は保健福祉課までお問い合わせください。）
- ・戸籍謄本 ・世帯全員（同一住所地）の住民票
 - ・通帳の写し ・印鑑

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算について

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行され、障害基礎年金の子の加算の運用について見直しが行われました。児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子の加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は児童扶養手当の支給額が、障害基礎年金の子の加算額を上回る場合においては、子を障害基礎年金の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することができます。

①子加算を引き続き受給 子の加算額 > 児童扶養手当受給額

②児童扶養手当に受給変更 子の加算額 < 児童扶養手当受給額

※一人の児童について、児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算の両方を受け取ることは出来ません。

○認定請求に必要な書類（詳細は保健福祉課までお問い合わせください）

- ・新規認定請求書 ・戸籍謄本（児童と父または母） ・世帯全員の住民票 ・障害者手帳の写し
- ・障害年金1級の証書 ・申請者の通帳 ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・支給額変更通知書の写し（年金事務所での手続き終了後、送付されて来たら提出。提出がない場合は手当ての認定が出来ません）

・平成22年1月1日に甲良町に住居票のなかった方は、平成22年度所得証明書

注意：年金事務所または、町の国民年金担当窓口で、子を加算対象者からはずす手続きが必要となってきます。

○経過措置

平成23年8月31日までに申請手続きをされすと、平成23年4月1日に遡って認定します。

誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



まつみや らいき
松宮 来希ちゃん
6月2日生（尼子）



やまさき みつき
山崎 美月ちゃん
6月2日生（長寺）



わだ むねよし
和田 志巧ちゃん
6月14日生（法養寺）



やまむら れん
山村 蓮ちゃん
6月17日生（法養寺）

平成23年8月号『天使のほほえみ』への掲載希望（H22年8月生のお子さん）の方は、6月29日（水）の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。

問合せ先 企画監理課 ☎38-5061
保健福祉センター（保健師）☎38-3314

善意

東日本大震災被災者への義援金

少しでも被災者の方々のために役に立てればという思いから、古河AS株式会社より、海外工場も含めた従業員からの募金を取りまとめたものとして、東日本大震災からの復興の願いが込められた義援金の寄付がありました。個人はもちろん、地域や職場などにおいて「今、できる支援」への取り組みが大切です。

この震災により多くの方の尊い命が失われたことに、深い哀悼の意を捧げます。



義援金を受領する北川町長（左）と井上人事総務部長（右）

防災

消防署だより 犬上分署 (☎ 38-3130)

備えましたか？ 住宅用火災警報器！

平成23年6月1日、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器の設置が暮らしと命を守ります。まだ設置していない人は、一日も早く設置しましょう！

新築の住宅については、平成18年6月1日よりすでに設置が義務付けられていましたが、平成23年6月1日から既存の住宅においても、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

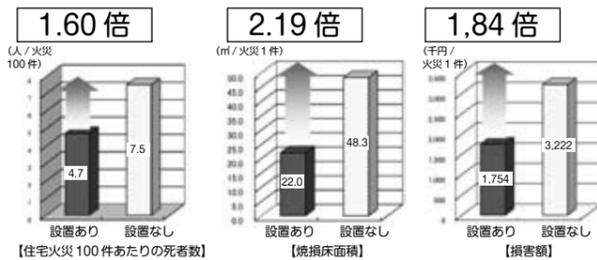
住宅火災による死者数は毎年1,000人を超えており、特に65歳以上の高齢者が数多く犠牲となっています。

また、就寝中に火災が発生し、逃げ遅れて亡くなるケースが多くみられますが、住宅用火災警報器を設置することにより、早期に火災を発見でき、犠牲者を減らすことができます。

住宅用火災警報器を設置して大切な命と財産を守りましょう。

平成19年から平成21年までの3年間における、住宅火災44,085件(放火・放火の疑いを除く)について、住宅用火災警報器の効果を分析(総務省消防庁調べ)

死者数・焼損床面積・損害額でみると、住宅用火災警報機が設置されている場合に比べ、設置されていない場合は約2倍の被害状況



問い合わせ先
消防署犬上分署 ☎ 38-3130 FAX38-3119
消防本部予防課 ☎ 22-0332 FAX22-9427

住宅用火災警報器設置後の維持管理

住宅用火災警報器は、「いざ」というときに、きちんと作動しなくてはなりません！万が一のために、警報が鳴ったときの正しい対処方法を知っておきましょう。



警報が鳴ったときの対応

①火災のとき

- ・火元を確認し、避難してください。
- ・119番通報や、可能なら初期消火を行ってください。

②火災ではないとき

- ・たばこの煙、調理の湯気や煙などを感知して、警報がなることがあります。警報音停止ボタンを押す(ひもがついているタイプのものは、ひもを引く)か、室内の換気をするると警報音は止まり通常の状態に戻ります。
- ・煙の出る殺虫剤などを使用すると、警報が鳴ることがあります。警報器を取り外す、または、ビニール袋で覆うなどしてください。

※台所などで火災でないのにひんぱんに警報がなる場合は、煙や湯気が直接かからない場所に警報器の場所を変えてください。



③電池切れのとき

- ・ピッ・・・ピッ・・・と短い音が一定の間隔でなる場合は、電池切れの注意音です。火災ではありません。電池を新しいものに交換してください。機器ごと交換する機種は、新しい警報器に交換してください。



図書館

図書館に行こう♪

夏の節電にむけて、
できることから始めてみませんか。

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

『老いのシンプル節約生活』

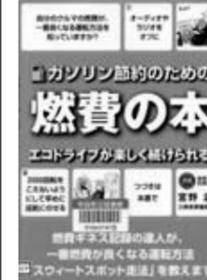
阿部 絢子／著



小さなお金のムダを省いて、コツコツと。でも必要なものには、ゆったり使う。無理なく、楽しく節約生活を続けるコツを紹介。

『ガソリン節約のための燃費の本』

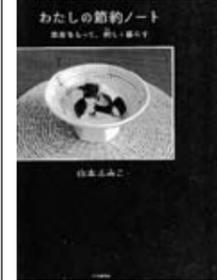
宮野 滋／著



燃料消費を抑える運転方法「スウィートスポット走法」と、燃費が良くなる基本のコツ、運転テクニックを公開。

『わたしの節約ノート』

山本 ふみこ／著



ケチケチしないで、シンプルに。暮らし上手な著者が、ほんとうにほしいものはお金では買えないということに気づき、「節約」と近くなるまでの道のりを綴る。

『安心、楽チン、経済的！』

ムリなく始めるゆるエコ暮らし』



毎日使う家電を見直してみるなど、ムリせずに、できることからムダをなくす。お金も時間も根気もいらないエコ家事的アイデア。

『借りてトクする生活』

サンマーク出版編集部／編



モノを所有しないで身軽に生きる！レンタル&シェアリングで「便利・節約・エコ」をキモチよく実現する情報が満載。

『カイくんの家族ではじめるエコ』

主婦と生活社／編



暮らしの中でできることを一緒に考えよう！CMで話題の白い犬・カイくんの写真とともに、家族でできる簡単なエコ行動を紹介します。

6月の催し物

11日(土) 11:00~11:30
おはなし会

17日(金) 11:00~11:30
びよびよよこのおはなし会
「0, 1, 2歳児対象のおはなし」

18日(土) 14:00~15:00
音楽会
「ここにこ楽団の音楽会」

25日(土) 14:00~15:40
子どもえいが会
「ドラえもん のび太と翼の勇者たち」

26日(日) 14:00~16:00
名作映画会
「釣りバカ日誌⑩ ファイナル」

☆図書館の行事は全て無料です。どうぞお越し下さい。

人権 平成23年度 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

学校における「いじめ」の事案や家庭内における児童虐待の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組が大変重要である。

大津地方法務局と関係機関では、6月27日(月)から7月3日(日)までを「子どもの人権110番」強化週間とし、小学生・中学生・高校生等の悩みごとや心配ごと、また、子どものことで悩んでおられるご家族等からの相談などを受け、滋賀県内の様々な悩みを抱えている子どもたちの一助になれるように、子どもにかかわる相談専門の臨時電話を一回線増設して取り組みます。

期 間 平成23年6月27日(月)から7月3日(日)までの7日間
時 間 午前8時30分から午後7時まで

ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時までとする。

※この期間以外にも、人権擁護委員・法務局職員が相談に応じている。

設置電話 大津地方法務局人権擁護課内

子どもの人権110番 (フリーダイヤル)	0120-007-110
-------------------------	--------------

相談内容 いじめ、体罰、不登校、虐待など、子どもの人権にかかわる問題について、相談に応じる。
相談担当者 人権擁護委員(子ども人権委員を中心とする)及び法務局職員

善意 善意の物資を届けました

4月20日北川町長を先頭に町職員3名が同行し、福島県双葉郡の大熊町、楳葉町の避難所へ町民の皆さんの善意の支援物資を4トントラックに積んで届けました。両町とも福島第一原子力発電所の周辺に位置し、一次、二次と集団避難され、現在は会津若松市と会津美里町に役場機能を移し、被災者の生活支援や復興に向けての業務に取り組まれています。被災された方の悲しみや不安は計り知れないものがありますが全員でこの難局を乗り切ろう、そして一日も早く愛する町へ全員で戻ろうと、心に誓われていました。町民のみなさんには、4月2日から支援物資、義援金の募金にとご協力いただいております。みなさんの温かいご厚意に心から感謝を申し上げます。本町としても、復興に向け5年、10年の長い支援が必要と考えております。引き続きみなさんのご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

提供いただいた支援物資

紙おむつ(大人用)1,881枚、紙おむつ(子供用)10,091枚、ウェットティッシュ100個、トイレットペーパー4,291個、ティッシュペーパー989箱、マスク6,307個、生理用品2,230個、石けん類850個、タオル2,554枚、乾電池28個、カイロ1,041個
その他 町備蓄のドライカレー1,000食



福島県楳葉町から160kmの会津美里町に避難中の草野楳葉町長に救援物資の目録を手渡す。



福島県大熊町から150kmの会津若松市に避難中の鈴木副町長に救援物資の目録を手渡す。
左から大熊町総務課長、教育長、副町長
【平成23年4月21日午前11時00分頃】



東日本震災、福島県双葉郡広野町、東電第一原発から26km付近

農業委員会

甲良町農業委員会一般選挙

甲良町農業委員会一般選挙(任期満了日:平成23年7月19日)



選挙すべき定数 10人
告示日 平成23年7月5日(火)
選挙期日 平成23年7月10日(日)
投票所 各字投票所
投票時間 午前7時00分~午後8時00分
投票できる人 当町に住所がある満20歳以上の人で下記のいずれかに該当し、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人
①10アール以上の農地で耕作の業務を営む人、農業生産法人の組合員、社員または株主
②耕作の業務を営む人の同居の親族またはその配偶者で年間概ね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認められた者
選挙にでられる人 ①3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人
②選挙期日までに年齢20歳に達した者
③選挙期日までに選挙権を有する要件を満たしたことを農業委員会が認められた者
投票所入場券 選挙権のある人には告示日(7月5日)以降にお届けします。なお無投票の場合は投票入場券は発送しません。

選挙の当日に投票できない人は期日前投票ができます。

期 間 平成23年7月6日(水)~7月9日(土) 午前8時30分~午後8時00分
投票所 甲良町役場第3会議室



立候補予定者の皆様へ

立候補の届出期間 7月5日(火)の午前8時30分から午後5時まで
立候補の届出先 甲良町役場総務課内 甲良町選挙管理委員会
立候補の届出書類等 候補届(本人届、推薦届)、宣誓書、候補者推薦届出承諾書等の「届出関係諸用紙」「候補者のしおり」は選管事務局に準備してあります。

立候補届出書類の事前審査

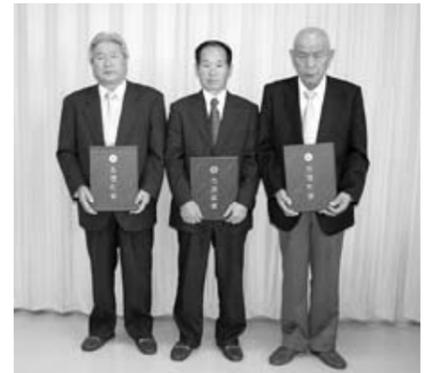
期 日 平成23年6月27日(月) 午前10時~午後5時
場 所 甲良町役場2階会議室

【問合先】 甲良町選挙管理委員会事務局 ☎38-3311

甲良町議会

新しい町議会議員3名が決定

平成23年4月24日(日)に投開票が行われた町議会議員補欠選挙の当選者への当選証書付与式が4月25日(月)に行われ、町選挙管理委員会の上田委員長から、当選した3名に当選証書が付与されました。今後のご活躍をご期待申し上げます。



左から 西川誠一議員、丸山光雄議員、河上達次郎議員

法養寺

お田植え祭

法養寺出身の大棟梁「甲良豊後守宗廣公」を顕彰する『第39回日光東照宮献穀お田植え祭』が晴天の中、執り行われました。御神田前で神事が行われ、献穀米の苗を丁寧に植えられました。秋には収穫されたお米が日光へと届けられます。



在士

藤切りまつり

5月9日(日)に在士八幡神社に於いて、『藤切り祭』が行われました。成人会・顕彰会の方々が、藤の花を一房ずつ丁寧に切り、綺麗に飾りつけされました。

午後からの神事では、十二房の藤の花を神殿に於いて「藤堂家の繁栄」を祈願され、しめやかに催行されました。この藤の花は、東京の藤堂宗家に送られます。



春花壇

第84回春花壇コンクール

5月18日、第84回春花壇コンクールの審査が行われました。開花の状況や手入れ等の管理状況、印象度、更に子どもたちが毎日つけていた観察日誌等を参考に審査されました。

春先の寒さや開花後の強風と大雨の影響を受け、管理が大変だったことと思いますが、よく手入れされていました。

- 最優秀賞 金屋少年団
- 優秀賞 長寺西少年団
- 努力賞 小川原少年団
- 奨励賞 正楽寺少年団
- 呉竹少年団
- 尼子少年団



優秀賞 長寺西少年団



最優秀賞 金屋少年団



優秀賞 小川原少年団

保健
福祉課

みがこうよ 未来へつなげる じょうぶな歯

6月4日から10日は、歯の衛生週間です。この機会に歯の寿命を伸ばし、より健康な生活を送るため、自分の歯の状態を確認しましょう。

◎歯を失う原因は虫歯だけではないことをご存知ですか？

歯を失った原因の、44%がむし歯、42%は歯周病と言われています。

歯の表面の細菌とその細菌の出す毒素によって歯を支える歯肉や骨が破壊されることで歯周病になります。歯周病はある程度進行しないと気付かない場合が多いといわれています。定期的な歯科検診で、歯周病を早期に発見する必要があります。

(歯周病チェックリスト)

チェック項目	○×	点数
朝起きたときに口の中がねばねばする		1
口臭があるといわれたことがある		1
食事の後、歯の間に物がはさまる		2
歯肉から出血することがある		3
歯肉が腫れることがある		4
ぐらつく歯がある		5
あまり歯みがきをしない		1
タバコをよく吸う		1
歯科医院には歯が痛いときにしか行かない		1
ストレスを感じる事が多い		1
糖尿病にかかっている		1
骨密度が低いといわれたことがある		1

0点：青信号

今は歯周病の心配はありません。歯みがきを欠かさず、定期的に歯科でチェックを受けましょう。

1～4点：青～黄色信号

歯周病になっているか、なりやすい要因を持っています。歯みがきと、定期歯科検診を忘れずに。

5～9点：黄色信号

歯周病の可能性大。自分の歯みがきを見直す必要があります。歯科受診が必要です。

10点以上：赤信号

歯周病がかなり進行している可能性があります。必ず歯科受診し、毎食後の丁寧な歯みがきを。

◎歯周病は様々な全身疾患を引き起こす原因にもなります。

(肺炎)

歯周病菌が肺に炎症を引き起こし、誤飲性肺炎を引き起こすことがあります。

(糖尿病)

歯周病がひどくなると、炎症によって出てくる物質が血糖コントロールを妨げ、糖尿病を悪化させると言われています。

(心筋梗塞)

歯周病菌が動脈硬化を起こしている血管に付着すると、血管を狭めてしまい、心筋梗塞が起こりやすくなります。

歯の健康は全身の健康状態とも大きく関係しています。ご自分の歯の健康、身体の健康を今一度、見直してみましょう。

包括支援センター **生活機能評価健診はお済みですか？**

基本チェックリストを元に判定し、生活機能の低下の疑いのある人には、『生活機能評価健診』の案内を通知しています。

お手元にピンク色の受診券（生活機能評価受診券）が届いた方は、町内医療機関に申し込みの上、生活機能評価を受けましょう。町外の医療機関での受診を希望される方は、地域包括支援センターまで事前にご相談下さい。



生活機能評価の受診期間は6月末日です。
町内の医療機関で、事前に申し込みの上、
期間内に受診しましょう！！

※生活機能評価を受けられた方には、地域包括支援センターから該当となる介護予防教室の案内を送らせていただきます。案内が届いた方は、介護予防教室に参加し、いきいきと生活できるよう、介護予防に取り組ましましょう。

◆**元気なうちから、コツコツと・・・**

介護予防は、若い時から・元気なうちから、取り組むことが大切です。

ライフサポートセンターほっと館では、皆さんの体力づくり・健康づくりを応援しています。

毎日、運動指導員がみなさんのお越しをお待ちしています。初めて運動をされる方でも、安心してご利用いただけます。健康増進や介護予防のため、ぜひご利用下さい。



◆利用対象者：甲良町在住の40歳以上の方

◆利用料：65歳以上の方 1回 100円
40歳～65歳未満の方 1回 200円

(※利用回数の制限はありません。)

ほっと館「はつらつルーム」利用時間

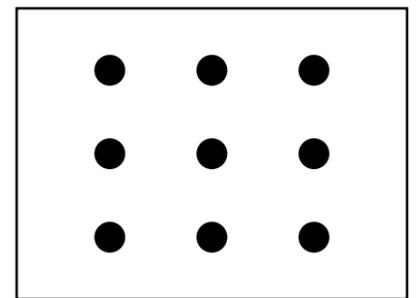
	時間帯	月	火	水	木	金
午前	8:30～12:00	○	○	○	○	○
午後	13:00～17:00	○	筋トレ教室	○	○	筋トレ教室
			15:45以降◎			15:45以降◎

◎受付は、「はつらつルーム」内で行っています。お気軽にご利用ください。

問い合わせ先：鈴木ヘルスケアサービス甲良（38-8282）

～やってみよう！脳トレ⑧～

問題：9個の●が図のように置かれています。
この●を、4本の直線だけのひと筆書きで、
全てをつなげてください。
直線の方向転換は3回のみとします。
また、同じ●を何回も通れません。
●は1回だけの通過となります。



～やってみよう脳トレ①の答え～



- ①こいのぼりの目
- ②男の子の目
- ③男の子の前掛けの字
- ④クマの鼻の大きさ
- ⑤うさぎのくち（舌）
- ⑥ちょうちょのしたの星の形
- ⑦ちょうちょの体（模様のありなし）



少しわかりにくいですが、全部みつけられましたか？

6月4日は虫歯予防デーです！

よく噛むと脳もイキイキ！！

★噛むことで脳の血流が増加

よく噛んで食べると、脳の血流が増加します。とくに、満腹中枢や記憶、ストレスに関係する場所などが活性化されます。つまり、よく噛むことで、肥満を防止でき、記憶力をよくし、ストレスが解消されて心が安定する効果が期待できます。

★よく噛むことが認知症を防ぐ

噛むことで脳への血流が増え、認知症の予防につながります。

この機会に、自分の歯を見直しましょう！！

リハビリ相談会のお知らせ

毎月1回、湖東広域リハビリ推進センターの理学療法士がリハビリについて相談を行っています。お気軽にご相談下さい。

●相談日：6月14日（火）午前中

●場 所：ライフサポートセンター ほっと館

●利用料：無料

●申込先：地域包括支援センター
または、鈴木ヘルスケアサービス甲良
(☎38-8282) まで

一般高齢者介護予防事業

★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。
運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

6月の転倒予防教室のテーマは「膝痛改善・予防体操」です。

開催日：Aグループ⇒ 2日（木）・16日（木）・30日（木）13:30～15:00

Bグループ⇒10日（金）・24日（金）10:00～11:30

場 所：甲良町ライフサポートセンター ほっと館 ほのぼの・ふれあいルーム

参加費：1回 200円（送迎を希望される場合は、1回100円で利用できます）

※新しく参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

交通安全 **春の全国交通安全運動に伴う街頭啓発（5月11日）**

5月11日をスタートに『春の全国交通安全運動』が実施され、交通安全協会甲良支部幹事・町交通指導員・町駐在所員・町議会議員・町職員が甲良町役場前交差点で街頭啓発を行いました。交通事故のない安全、安心な町を実現するためには、交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつける必要があります。



『事故0を 滋賀の道からあなたから』のスローガンを心に、町民の皆さんも譲り合いの心を持って、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

お知らせ **平成23年度 高齢者交通安全訪問指導委託業務の実施について**

◆高齢者訪問指導員による訪問活動が始まります。◆

彦根警察署からのお知らせです。

高齢者の交通事故が増加する厳しい情勢の中、日頃交通安全教育を受けることが少ない高齢者に対し、高齢者訪問指導員による巡回型の交通安全指導が始まりました。この高齢者訪問指導員の概要は下記のとおりです。

期 間	平成24年3月30日まで
委 託 業 者	株式会社 日本警綜（栗東市糺三丁目4番7号）
巡回する指導員	2人1組（車両1台）
指導員の服装等	・「 高齢者訪問指導員 」名入りの反射材つきのナイロン製ウインドブレーカーと腕章および身分証明証を携帯。 ・車両前後に「 早め点灯推進車 」、車両両側面に「 高齢者交通安全訪問指導車 」のマグネットを貼付します。

指導員は期間中、甲良町を含む彦根警察署管内を巡回し、高齢者の方を中心に声かけや交通指導を行いますので、町民の方々のご協力をお願いします。

清掃活動 **平成23年度 みな川クリーン作戦（5月15日（日））**

流域自治会〔池寺区・長寺東区・長寺西区・雨降野区・深草区・円城寺区〕流域行政〔甲良町・豊郷町・愛荘町〕滋賀県：協賛〔湖東土木事務所〕による、「みな川」の清掃作業を行いました。雑草をかきわけての大変な作業となりましたが、多数のご参加と熱心なご協力をいただき、河川敷や堤防の不法投棄等ゴミが一掃され、きれいなみな川がよみがえりました。

平成6年から続けるこの取り組みも、回を重ねるごとにゴミの量も徐々に減少してきてはいるものの、まだまだ不法投棄が後を絶たない現状があります。

今後も、住民と行政が協力をして「不法投棄のない」まちづくりをめざして環境美化の啓発に努めてまいりたいと思います。ご協力ありがとうございました。



水道課 **第53回 水道週間 6月1日（水）～6月7日（火）**

スローガン **「蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来」**

朝、冷たい水で顔や手を洗い、おいしい水を一杯飲む。水道の水は飲み水としては、もちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗トイレなど、いろいろなところで使われています。

また、レストランや工場など、さまざまな場所で使われ、私たちの生活を支え・うるおし、毎日の暮らしになくてはならないものです。

私たちの生活が豊かになるにつれ、蛇口から出てくる水道水が当たり前となり、水道の大切さが忘れられようとしています。

6月1日から1週間は水道週間です。みなさんも大切な水道水について考えてみてはいかがでしょうか。

みなさんの毎日の暮らしが快適にすこせらよう、水道の水を上手に使ってください。

甲良町では、安全でおいしい水を供給するため、水道法に基づき定期的に水質検査を実施しています。

メーター検針にご協力を

水道のメーター検針を毎月、月初めに行っています。ご使用になった水量を正確に検針して水道料金を算定いたします。水量の読み間違い等がないようにするため、水道メーター付近には、物を置かないなどのご協力を宜しくお願いいたします。

水道料金の口座振替はお済みですか？

皆さんは水道料金の口座振替の手続きはお済みですしょうか？

ただ今、水道課では水道料金を口座振替にして頂けるよう推進しています。

まだ、お済みでない方・手続き等でお困りの方は、最寄りの金融機関または水道課までお越し下さい。

ご協力お願い致します。

水道料金の口座振替について・・・

甲良町では、水道料金を口座振替により、お支払いして頂いている方には、毎月月末（※注 月末が土・日・祭日等の場合は翌月の最初の平日）が引落日となっておりますので引落日までには、口座の残高を確認の上入金して頂きますようお願い致します。

なお、月末に引落しが出来なかった場合につきましては、毎月15日に再度引落日となっておりますのでご協力お願いいたします。

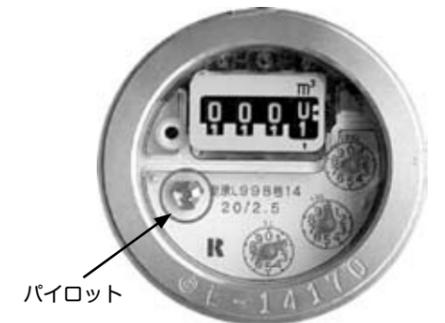
宅内の漏水チェックを！

漏水の発見方法は、まず家中のすべての蛇口を閉め、水道メーター内の『パイロット』を確認して下さい。

パイロットが少しでも回転していればどこかで水が漏れている証拠です。

すぐに、町の指定給水装置事業者に修理を依頼して下さい。

尚、甲良町給水装置事業者の名簿一覧表は、役場水道課および町ホームページにあります。



こんな時は、水道の手続きを忘れずに

- ① 転居・転出などで使用を中止する場合
- ② 新たに、給水を開始する場合
- ③ 水道使用者の死亡等で名義変更する場合
- ①～③ につきましては、役場水道課の窓口へ

子育て支援
センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、
そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん！



親子ふれあい教室がはじまります♪

東学区	1才児	にこにこひろば	8日(水)	10:00~11:45	(長寺地域総合センター)
	2,3才児	わいわいひろば	10日(金)	10:00~11:45	(長寺地域総合センター)
西学区	1才児	すくすくひろば	13日(月)	10:00~11:45	(呉竹地域総合センター)
	2,3才児	のびのびひろば	6日(月)	10:00~11:45	(呉竹地域総合センター)
東西学区	0才児	こあらくらぶ	22日(水)	10:00~11:30	(子育て支援センター)

親子ふれあい教室の参加申し込みは、随時、受け付けています。
たくさんのご参加をお待ちしています。

《お問い合わせ先》

長寺地域総合センター 38-3148 / 呉竹地域総合センター 25-1736
子育て支援センター 38-8003



出前ひろばがはじまりました！

地域における子育て仲間のつながりを支援するため、出前ひろばを開催しています。今回は下之郷の楽しい様子をお届けします。

ほっと館フェスタ「夏まつり」のお知らせ

7月6日(水)に『ほっと館フェスタ夏まつり』を開催します。
人形劇やコーナーあそびなどを予定しています。おたのしみに！



もちもの お茶
当日の参加も
いいですよ

6月のサークルひろば

ひまわりサークル 3日(金) 10:00~11:30
ママサークル 8日(金) 10:00~11:30

7月のサークルひろば

ひまわりサークル 1日(金) 10:00~11:30
ママサークル 13日(水) 10:00~11:30

※オープンルームひろばのご利用は、入園前のお子さん
と保護者の方が対象です。小学生以上のお子さんは、
ご遠慮ください。短時部のお子さんも、きょうだいに
入園前のお子さんがおられる場合のみのご利用を
お願いします。

6月の相談予定日

子育て相談日

6月 8日(水) 9:00~16:00
6月 17日(金) 9:00~16:00

教育相談日

6月 1日(水) 15:00~17:00
6月 15日(水) 15:00~17:00

※ご相談内容は秘密を厳守しますのでご安心ください。
相談日以外にも随時受け付けています。

子育て支援ルーム ひろばの催し 6月のぽかぽかタイム

・日時 6月27日(月)
10時40分から15分程度
・内容 みんなであそぼう
今月のおはなし

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎ 38-8003

まちづくり
協議会

平成23年度甲良町まちづくり協議会(第1回)が 開催されました。

会長 上野 安徳さん(下之郷) 副会長 鋒山 甚蔵さん(金屋)



会議風景



委嘱状の交付

平成23年5月9日(月)午後7時30分から甲良町役場2階会議室にて、各集落区長さんとむらづくり委員長さんで構成される甲良町まちづくり協議会が開催されました。

会議内容としては、町長からの委嘱状の交付や会長・副会長の選任(会長 上野安徳さん 下之郷むらづくり委員長・副会長 鋒山 甚蔵さん 金屋区長)、総務課より平成23年度甲良町の主要事業について、企画監理課よりまちづくり協議会の設立趣旨や平成23年度地域自治振興交付金制度の説明および各集落のむらづくり事業の情報交換が行われました。

平成23年度甲良町まちづくり協議会等先進地研修会

食育を考える「食」と「健康」はすべての生活の基本!!

5月13日(金)14日(土)の二日間、まちづくり協議会委員さんと農業組合長さんとの合同の先進地研修が行われました。

町では、「食」と「健康」はすべての生活の基本となるものであり、私たちの生活におけるあらゆる分野にわたって重要な役割を担っているとの考えから、「甲良町食育推進計画および健康増進計画」を作成いたしました。

その「食育」を今年度の研修テーマとして、西播磨(兵庫県)「水と緑の郷づくり」構想における地域で「食」を「育」む事業における具体的な取り組みとして、食を通じた世代交流・直売所を中心とした地産地消の推進・体験活動の推進について学習するため兵庫県佐用町や豊岡市等に出かけました。

味わいの里 三日月 (三日月特産品加工組合)



担熊 自慢のたまごごはん



年金からのお知らせ

1. 保険料を免除されている皆様へ！追納制度をお勧めします。

保険料免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた期間は、そのままにされると保険料を納付していた期間に比べ、将来支給される老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

そのため、国民年金には10年以内であれば、遡って保険料を納付することができる「追納制度」があります。追納されると、その期間は保険料納付済期間となり、当初から保険料の納付があった場合と同じ扱いになります。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目からは、当時の保険料に加算金がつきます。

2. 年金受給者の皆様へ！「年金振込通知書」が送付されます。

日本年金機構では、年金受給者を対象として、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付しています。

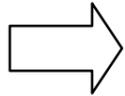
この通知書は、原則として向こう1年間の年金支払額をお知らせするものですが、支払額や支払機関等に変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」が送付されます。

【問合先】彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

お知らせ 平成23年6月1日から 広域斎場「紫雲苑」の休業日が変更になります。

変更前の休業日

- 毎月 第1・第3日曜日
- 年末年始 (12/29・1/1・1/3)



変更後の休業日

- 1月1日のみ
- ※ 1/1 以外は毎日営業します。

ご利用についてのお問い合わせ

紫雲苑

犬上郡多賀町敏満寺 10-63

TEL: 0749-48-1318 FAX: 0749-48-1891

税金関係のお知らせ

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報HPをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp

東日本大震災により被害を受けられた方へ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。www.nta.go.jp

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例があります。詳しくは、お住まいの都道府県又は市町村にお問い合わせ下さい。

ひとのうごき

< >内は前月との比較 H23.5.1 現在

	総人口		0~15歳未満	15歳以上~65歳未満	65歳以上
男	3,767	<+14>	522	2,421	824
女	4,092	<-4>	523	2,405	1,164
合計	⑧ 7,859	<+10>	1,045	4,826	⑨ 1,988
世帯数	2,529	<+21>	⑩ ÷ ⑧ = 高齢化率 25.30%		
高齢化率とは 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。					

プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://koura.izumi21.net/>

水泳教室生徒募集中

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

《水泳教室受講手続き》
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

曜日・時間	対象	定員	受講料
水曜日 午後5時~6時	4歳~未就学児	予約	4,000円
水曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	40名	
金曜日 午後5時~6時	小学1~2年生	40名	
金曜日 午後6時~7時	小学3~4年生	40名	
土曜日 午後3時~4時	4歳~未就学児	予約	
土曜日 午後4時~5時	小学1~2年生	40名	
土曜日 午後5時~6時	小学3~4年生	40名	
土曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	40名	

成人スイミング教室 [中学生以上]

運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。

曜日・時間: 水曜日 午後1時30分~2時30分 又は 土曜日 午後7時~8時
定員: 各教室30名 受講料: 4,400円

健康塾 [中学生以上]

泳ぐのではなくプールの中で歩いたり、体操したりする水中運動です。
曜日・時間: 金曜日 午後1時30分~2時30分 定員: 30名 受講料: 3,000円

ウキウキウォーキング [中学生以上]

ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。

曜日・時間: 金曜日 午後7時30分~8時30分 定員: 30名 受講料: 3,000円
◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。

【問合先】温水プール・香良の湯 ☎38-5155

せせらぎ農産物直売所

<営業日時> 毎週木曜日~火曜日 9時~12時

<電話番号> 38-2744

スタンプカード(500円=1点)で20点集めて素敵なプレゼントを進呈中

水と土と太陽の恵み

行政相談日(第4火曜日)

6月28日(火) 10時~12時

保健福祉センター2階 相談室

相談内容 ①医療保険・年金
②道路 ③生活保護
④郵政 ⑤雇用など

ひこね市文化プラザ EVENT NEWS

Benesse® こどもちゃれんじ

歌と踊りがあふれるふしきな森へ
さあ、みんなて出発です!

しまじろう
ふしきなもりのものがたり

2011年6月11日(土) グランドホール
一回目 11:30開演(11:00開場)
二回目 14:00開演(13:30開場)
全席指定 1,500円 ※3歳以上有料
(3歳未満でもお席が必要な場合は有料)

携帯メール会員募集!!(無料)

- 最新チケット発売情報を配信!
- イベントにより、携帯メール会員限定の割引クーポンを配信!

登録方法

記載のQRコードを、お持ちの携帯電話で読み取り、携帯メール会員にご登録ください。

m.bunpla.jp/rg/

チケットのご予約・お問合わせ
0749-27-5200
http://bunpla.jp
〒522-0055 彦根市野瀬町187-4

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

6月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
中期離乳食教室	15日(水)	9:30～10:00	H22年10月・11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
1歳6ヶ月健診	15日(水)	13:00～13:30	H21年11月・12月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	29日(水)	13:00～13:30	H23年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	29日(水)	13:30～14:00	H22年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

7月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
女性がん検診	4日(月)	9:00～11:00	子宮頸がん：20歳以上の女性 乳がん：40歳以上の女性 (どちらも2年に1回)	健康手帳 検診料 子宮頸がん1000円 乳がん1000円
子育て相談	5日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
結核レントゲン 検診	7日(木) 8日(金)	各字を巡回して 実施します。	65歳以上の方 (*但し呼吸器疾患で治療中の方は対象となりません。)	受診券 (後日郵送します。) 検診料は無料

■ 問合せ 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2011年(平成23年)6月号
通巻第382号

発行/甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在士353-1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は6月10日(金)・24日(金)
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

①住民票

②戸籍(婚姻・出生・死亡など)

③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

*関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合せ 住民課 住民係 ☎38-5063